未公開 判決事例紹介

会社に対する貸付金の相続評価額を巡る裁判

債権回収の見込みありとして元本価額で評価

本誌995号8頁で紹介した相続税更正処分等取消請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○亡元代表者の会社に対する貸付金の相続税評価額が争われた裁判で、東京地方裁判所は令和5年8月31日、確実に債権の回収見込みがないとはいえず元本価額で評価すべきと判断し、原告の請求を棄却した（令和4年（行ウ）第186号）。

主　文

1　原告の請求を棄却する。

2　訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1　請求

S税務署長が令和2年4月22日付けで原告に対してした被相続人Aの相続に係る相続税の更正処分のうち、課税価格1億4023万6000円、納付すべき税額1576万9500円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2　事案の概要

1　被相続人A（昭和9年12月生（乙1）。以下「本件被相続人」という。）の遺言によりその一切の財産を相続（以下「本件相続」という。）した原告は、本件相続に係る相続税（以下「本件相続税」という。）についてS税務署長（以下「処分行政庁」という。）に申告したところ、処分行政庁から、本件被相続人がY株式会社（以下「本件法人」という。）に対して有していた額面6036万4325円の貸付金債権（以下「本件債権」という。）について、上記申告時の評価額が過少であるとして、更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。）を受けた。

本件は、原告が、被告を相手に、本件更正処分のうち修正申告額を超える部分（本件債権の評価に係る部分）及び本件賦課決定処分が違法であるとして、その取消しを求める事案である。

2　関係法令の定め等

関係法令の定め等は、別紙1に記載のとおりである（なお、同別紙において定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

3　前提事実（証拠等の摘示のない事実は当事者間に争いがない。）

(1)　当事者等

ア　原告は、本件被相続人の弟である。